平成２９年（フ）第６８号
高知市朝倉己254番地　市住22号
債務者　山本　正子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６９号
高知市朝倉己254番地　市住22号
債務者　山本　健次
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２１号
熊本県菊池郡大津町大字室1151番地　あけぼの団地13―３―１、住民票上の住所熊本県菊池郡大津町大字引水702番地　いずみやアパート　６号
債務者　西井　敏雄
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４１号
北海道伊達市旭町69番地29
債務者　髙田みゆき（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
北海道中川郡幕別町札内青葉町14番地の18
債務者　小森　規雄
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
盛岡市津志田西１丁目12番32号
債務者　及川　博史
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７３号
盛岡市東見前８地割66番地１　フェアリー１番館101号
債務者　岩渕　　剛
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第８０号
岩手県滝沢市穴口250番地31
債務者　池田　　洋
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第８１号
盛岡市東新庄２丁目10番27号　カサブランカＣ―３号
債務者　山下　貴司
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第８２号
盛岡市東新庄２丁目10番27号　カサブランカＣ―３号
債務者　山下　香織
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１０号
山形県鶴岡市大東町９番11―２号
債務者　阿達　みつ
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１５号
新潟県新発田市下小中山1024番地115
債務者　下妻恵美子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第５７７号
大阪市淀川区十三本町２丁目４番６号　ニッタハイツ　101号
債務者　松本　良則
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６９５号
大阪市北区長柄東３丁目２番３―709号
債務者　市川　正子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７４１号
大阪府吹田市千里山西６丁目62番Ｃ―707号
債務者　栗原　保元
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７４２号
大阪府吹田市千里山西６丁目62番Ｃ―707号
債務者　栗原美智子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７４５号
大阪市中央区島之内２丁目７番19―829号
債務者　小坂　麗子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部